

■鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～（案）
資料配布後追記箇所

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-3-6	障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-6)	在宅の重度障害児者に対し、タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、自動車燃料費助成券を交付します。	事業の継続
1-4-3-7	補装具・日常生活用具の交付 【障害者福祉課】 (重複掲載 2-2-5-7)	障害児の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	事業の継続

④ 医療費の助成

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-4-1	小児医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-5-4-1)	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。（ただし、小中学生については所得制限あり）	事業の継続
1-4-4-2	ひとり親家庭の医療費の助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-2-1) (重複掲載 1-5-4-2) (重複掲載 2-1-3-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続
1-4-4-3	障害者医療費助成 【保険年金課】 (重複掲載 1-4-3-1) (重複掲載 1-5-4-3) (重複掲載 2-2-5-1)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続
1-4-4-4	未熟児養育医療事業 【保険年金課】 (重複掲載 1-5-4-4)	医師が指定医療機関において養育が必要と認められた未熟児の入院医療費（入院時食事代を含む）を助成します。	事業の継続

⑤ 教育費の助成

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
1-4-5-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 【こどもみらい課】 (重複掲載 4-2-4-1)	私学助成の私立幼稚園等へお子さんを通園させている保護者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮しながら交付を継続
1-4-5-2	就学援助 【学務課】 (重複掲載 4-2-4-2)	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	事業の継続 基準の維持
1-4-5-3	実費徴収に係る補足給付事業 【保育課】 (重複掲載 4-2-4-3)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	適切な支援の実施

③ 学校教育環境の整備

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-3-1	学校評議員制度 【教育指導課】	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進します。	事業の継続
4-2-3-2	個に応じた指導の充実 【教育指導課】	少人数指導やチーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、学習の状況等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	事業の継続
4-2-3-3	各種補助員・介助員の派遣 【教育指導課】	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・通常級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	事業の継続
4-2-3-4	安全で快適な学校教育環境の整備 【学校施設課】	老朽化が進行している学校施設の整備を計画的に推進するとともに、防災対策及びトイレ等衛生設備の整備を行います。	事業の継続

④ 経済的負担の軽減

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-4-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 【こどもみらい課】 (重複掲載 1-4-5-1)	私学助成の私立幼稚園等へ子どもを通園させている保護者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮しながら交付を継続
4-2-4-2	就学援助 【学務課】 (重複掲載 1-4-5-2)	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	事業の継続 基準を維持
4-2-4-3	実費徴収に係る補足給付事業 【保育課】 (重複掲載 1-4-5-3)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	適切な支援の実施

⑤ 教育相談の充実

事業名、【実施・関係主体等】		事業内容	今後の方針
4-2-5-1	教育相談事業の充実 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室等を設置し、自立に向けた支援を行います。	教育相談機能のさらなる充実と質の向上

(12) 利用者支援事業

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業で、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
平成31年度の目標値	市内1か所の設置を目指します。
今後の方向性	利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の実施に向けて検討を行います。

市全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	市内1箇所の設置を目指します。				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	新制度においては、各施設・事業者が日用品、文具等の購入に要する費用等について実費徴収を行うことができることとされていますが、この実費徴収について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。なお、この事業は、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。
今後の方向性	低所得者世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
今後の方向性	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

新制度に基づき提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」は上記に示す(1)～(14)の事業に区分されます。なお、「地域子ども・子育て支援事業」のうち「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、今後国の動向等を踏まえ事業実施について検討していきます。